

八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成30年3月28日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止の推進を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。）を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる太陽光発電は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 太陽電池その他附属設備で構成された発電設備であって、住宅の屋根等への設置に適したものであること。
- (2) 太陽光発電の公称最大出力の合計値が10kW未満のものであること。
- (3) 連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは、補助金の対象としない。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 本市に住所を有し、本市の区域内において、自らが居住する住宅に太陽光発電を設置した個人又は太陽光発電を設置した住宅を購入した個人で、電灯契約を結んでいるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、太陽光発電の公称最大出力の合計値（単位はkWとする。）に1万5,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

2 補助金の上限額は、5万円とする。

3 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の申請をする者は、太陽光発電に関する電力受給開始日から6月以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼完了報告書
- (2) 住民票の写し（設置場所と住所が同一であるものに限る。）
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (5) 太陽光発電の設置費に係る契約書の写し
- (6) 太陽光発電の設置費に係る領収書の写し

- (7) 太陽電池の製造業者が発行する出力対比表又は市長が別に定めるもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に關しすでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(協力)

第10条 補助金の交付を受けた者は、太陽光発電の運転状況に関するデータの提供その他地球温暖化防止のための市の取組みへの協力を努めなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日告示第14号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定があったものから適用する。

附 則 (平成23年6月30日告示第46号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月24日告示第31号)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日告示第49号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第28号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に補助金の交付の申請があったものから適用する。

附 則（平成26年4月1日告示第29号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（申請に関する経過措置）

2 改正後の八幡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に補助金の申請があった者から適用し、同日前に経済産業省が定めた事業者が行う太陽光発電の設置に係る補助金の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日告示第18号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に補助金の交付の申請があったものから適用する。